

事務局長	係長	係

第9回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月3日（水）午前9時00分～午前10時00分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2階）
3. 出席者（9名）

委員 土井 泉章	委員 牛島 幸雄
委員 亀川 一久	委員 堤 忠雄
委員 武村 哲也	農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸
委員 福田 源吾	農地利用最適化推進委員 原 豊広
委員 永尾 喜代子	
4. 欠席者（1名）
農地利用最適化推進委員 堤 與四行
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■ 委員 ■番 ■■ ■■■

第2 【議案第13号】 令和2年度農業経営基盤強化促進法（第10号） の諮問について

【議案第14号】 農業振興地域整備計画の変更に係る協議について

【議案第15号】 農地法第4条の規定による農地の転用について

【議案第16号】 農地法第5条の規定による農地の転用について

・その他

- ・認定農業者の認定に係る意見聴取について
- ・認定新規就農者の認定に係る意見聴取について

6. 農業委員会事務局

事務局長	森 光昭
副課長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
主 事	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第9回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中7名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第13号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第10号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第13号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第13号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第10号)の諮問について、説明をいたします。3ページの農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第13号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第10号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われれます。以上で議案第13号の朗読及び説明を終わります。

議長

ありがとうございました。何かありましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第13号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第10号)に係る農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第13号令和2年度農業経営基盤強化促進法(第10号)に係る農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案の

とおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第14号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは4ページをご覧ください。農振除外の目的が太陽光発電設備、資材置き場及び駐車場である令和3年2月17日に申請があった分の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第14号農業振興地域整備計画の変更に係る協議についての内容を朗読及び説明】

次に、農振除外を行うにあたって、5つの要件を全て満たす必要があるのですが、別紙の「農振5要件の検討調書」をご覧ください。

1つ目の要件、①当該変更に係る土地を農用地等以外の土地に供することが必要かつ適当であり、代替性がないことについて、1点目に計画地に立地することが必要かつ適当と判断した根拠ですが、申請地は町の山間部に位置し、緩やかな斜面にある畑であります。地域農業者の高齢化や後継者不足などが急速化し、耕作継続が困難な状況となっております。他の候補地は、森林伐採等の開発が必要であることや、日当たりが悪く適地とは言えず、計画地に本施設を立地することはやむを得ないと思われま。2点目に、通常必要とされる面積等からみて、除外が過大でないと思われま。土地利用計画図から計画面積は■■■■㎡(除外申請地■■■■㎡に林地■■㎡を含む)に対し、■■■■枚の太陽光パネルが設置されるほか、今回設置予定の太陽光発電設備に加え、県内にある既存の太陽光発電設備の定期管理の中継地として資材置き場及び駐車場が計画されており、パネルの配置図等を確認したところ、敷地面積は過大でないと思われま。3点目に、地域内に農地以外の土地、農用地区域以外の土地で、施設の建設等が可能な土地がないことについてですが、申請地以外の代替地については、周囲を森林に囲まれた農地であり、日当たり確保のために森林開発が必要であるため設置することができません。他農地以外の土地についても、谷地にあり、日当たりが悪く申請地が最も適していると思われま。以上のことから、1つ目の要件は、Yesと判断しております。

続いて2つ目の要件ですが、②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響がないことについては、申請地は緩やかな斜面に位置しており、周辺は山林に囲まれているため、日照・通風や作業効率上の影響等、他の農地へ与える影響は考えにくく支障はないと思われま。よって、2つ目の要件もYesと判断しております。

3つ目の要件ですが、③効率的かつ安定的な農業経営を営む者

に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないことについては、申請地の周辺農地では、集落営農組織等は存在せず、各戸の個別経営がなされている地域となっています。隣接する農地もないことから農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないことから、3つ目の要件も Yes となります。

続いて4つ目の要件、④土地改良施設の有する機能に与える影響がないことについては、申請地には土地改良施設が設置されていないため、影響はないと判断できることから、Yes となります。

最後の5つ目の要件、⑤土地改良事業完了公告後8年未経過(又は事業実施中)でないことについても、土地改良施設はないため、Yes となります。

以上により、本案件に係る農振除外はやむを得ないのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。地区担当の農業委員より補足説明をお願いいたします。

■■委員 先日、■■推進委員とも現地確認を行うとともに、近隣集落にも本案件に係る協議を行いました。特に問題はないということで話はできております。

議長 ありがとうございます。他に何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第14号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第15号農地法第4条の規定による農地の転用について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局 それでは9ページをご覧ください。個人住宅建設(追認)の案件であり、令和3年2月15日に申請があった分ですが、この後の議案第16号農地法第5条の規定による農地の転用についてと同じ許可申請地であることから、まとめて説明をさせていただきます。

【以下、議案書に基づき議案第15号農地法第4条の規定による農地の転用について及び議案第16号農地法第5条の規定による農地の転用についての内容を朗読及び説明】

それでは別冊農地法第4条に係る意見書の1ページをご覧ください。農地区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあるため、第1種農地となっております。農業委員会の意見として、

【1.農地の区分と転用目的（申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由）】というところですが、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地です。また、申請地は登記上は農地（畑）となっておりますが、圃場整備により換地された農地で、既住宅の一角となっております。さらに、既住宅の一角を除く残地面積も少なく、農地としての利用も不可能な状態であり、周辺には代替する土地もないため、申請地を転用することはやむを得ないと認められます。【2.資力及び信用】については、現に建設されており、事業費は発生しません。また、始末書も提出されていることから、適当と思われれます。

【3.転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況】については、仮登記等はありません（該当なし）です。【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、すでに建物の建設がなされていることから確実であります。【5.行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み】については、該当ありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】について、一体的に利用する宅地については、すでに申請者所有の土地となっておりますが、一部農地については、5条転用申請中であり、許可が下り次第、改めて事業地の一部に供されることから、確実であります。【7.計画面積の妥当性】については、隣接する宅地と合わせて■■■㎡と個人住宅としては小規模であり、土地利用計画図及び現地確認の結果、規模は適正であると思われれます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性】については、宅地の造成のみではないので、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、事業地の北側には隣接する農地があるが、転用による建築物が建った現状もなお農地としての維持管理は適正にされている状態であるため、周辺農地等への影響はありません。

【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当ありません。【11.法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】について、本案件については特に該当ありません。

以上が農地法第4条に係る意見書の説明となりますが、農地法第5条に係る意見書についても同様の内容となるため説明は割愛させていただきます。

以上により、今回の案件については、許可相当ではないかと思われま

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第15号農地法第4条の規定による農地の転用について及び議案第16号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第15号農地法第4条の規定による農地の転用について及び議案第16号農地法第5条の規定による農地の転用について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【事務局より、認定農業者の認定に係る意見聴取について及び認定新規就農者の認定に係る意見聴取について説明】

議長 ありがとうございます。何かありませんか。

(意見・質問等なし)

議長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長 では、これをもちまして第9回大町町農業委員会総会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。次回の農業委員会総会は、4月5日(月)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員